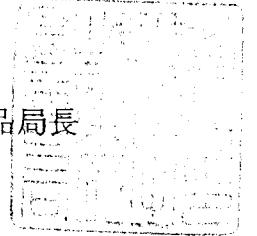


薬食発第 0331053 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 52 号、別添 1参照）が今月 19 日に公布され、薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 52 号、別添 2参照）、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品を定める件（平成 20 年厚生労働省告示第 122 号、別添 3参照）及び薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（平成 20 年厚生労働省告示第 123 号、別添 4参照）が今月 27 日に公布され、4 月 1 日より施行されることとなった。

本改正の趣旨、各手数料区分等の取扱い及び留意事項について、下記のとおり定めたので、貴職におかれては、下記の事項に御留意の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知において、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）を「法」と、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令による改正前の薬事法関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）を「旧手数料令」と、改正後の薬事法関係手数料令を「新手数料令」とそれぞれ略称する。

また、旧手数料令と新手数料令における区分及び手数料の額については、別添 5を参照されたい。

記

第一 改正の趣旨

一般用医薬品のうち、医療用医薬品として承認されている有効成分等を一



一般医薬品へ転用するものについては、これまでいわゆる一般用医薬品の手数料区分である旧手数料令第7条第1項第1号イ(9)等により審査が行われていたところであるが、一方で、その審査において求められる資料は通常的一般用医薬品に比べ膨大であり、かつ専門的な審査を必要とするところである。

また、後発医療用医薬品及び一般用医薬品において、ガイドライン等により、その有効性・安全性が確認できる効能、効果、用法又は用量の一部変更承認申請においては、通常の商品に比べ審査業務が軽減されることである。

これらに伴い、薬事法に基づいて行われる医薬品に係る承認の申請に関して、国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に納める手数料を新設するものである。

第二 手数料の区分について

新手数料令において新設された各手数料区分については、次の諸点に留意すること。

1. 第7条関係（国に納めるべき手数料）

(1) 第7条第1項第1号イ関係

- ① (9)の対象となる医薬品としては、既承認一般用医薬品（製造販売後調査を行うこと等についての承認条件が付された場合にあつては、当該条件を満たすものに限る。以下同じ。）と有効成分若しくはその配合割合、効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品（以下「スイッチOTC等」という。）が対象となる。

ただし、既承認一般用医薬品と有効成分の配合割合のみが異なる医薬品のうち、厚生労働大臣が定める医薬品として、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成20年厚生労働省告示第122号、**別添3**）に掲げるものについては、その承認申請に対する審査の内容が(11)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものであり、第7条第1項第1号イ(9)には該当しないこと。

具体的には、既承認一般用医薬品と有効成分の配合割合のみが異なる医薬品のうち、以下の医薬品は(9)に該当すること。

- ア 薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が規定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年告示第69号）における第一類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤

イ 第1類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方を有効成分として組み合わせた製剤

ウ 第1類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第2類医薬品として別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤

エ 第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方及び同表に掲げるその他のものを有効成分として組み合わせた製剤

オ 第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方並びに第2類医薬品として別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤

カ 第2類医薬品として別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤

- ② (10)の対象となる医薬品としては、スイッチ OTC 等を申請した者が、当該医薬品の規格違いの品目を申請した場合に適用されること。
- ③ (11)の対象となる医薬品としては、旧手数料令第7条第1項第1号(9)の対象とされている医薬品のうち、スイッチ OTC 等を除いた医薬品であること。
- ④ (12)の対象となる医薬品としては、(11)に掲げる医薬品を申請した者が、当該医薬品の規格違いの品目の申請をした場合に適用されること。

(2) 第1項第2号イ関係

- ① (15)の対象となる医薬品としては、新手手数料令第7条第1項第1号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品のうち、効能、効果、用法又は用量の変更について、その変更申請の内容が、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成20年厚生労働省告示第123号、別添4)に基づくものであること。

現在、当該告示においては、第一号により、世界保健機関(WHO)及び国連食糧農業機関(FAO)により平成19年4月付けで策定された「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」並びに第二号により、厚生省が昭和50年2月に監修した「一般用漢方処方の手引き」を基準として示しているものであること。

- ② (17)の対象となる医薬品としては、スイッチ OTC 等のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。

- ③ (18)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(10)に掲げる医薬品(スイッチOTC等の規格違い)のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
- ④ (19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品(スイッチOTC等及びその規格違い)のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
- ⑤ (22)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品のうち、効能、効果、用法又は用量の変更について、その変更申請の内容が、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成20年厚生労働省告示第123号、別添4)に示した基準に基づくものであること。

現在、当該告示で示している基準としては、上記①を参照のこと。

2. 第17条関係(機構に納めるべき手数料)

(1) 第1項第1号イ関係

- ① (10)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)又は(10)に掲げる医薬品(スイッチOTC等及びその規格違い)が該当すること。

(2) 第1項第2号イ関係

- ① (1)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(1)、(7)、(13)、(17)又は(20)に掲げる医薬品が該当すること。
- ② (2)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(2)、(8)、(14)、(18)又は(21)に掲げる医薬品が該当すること。
- ③ (7)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(15)又は(22)に掲げる医薬品が該当すること。
- ④ (8)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(19)又は(23)に掲げる医薬品が該当すること。

第三 施行期日

新手数料令の施行期日は、平成20年4月1日であること。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(四七)
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(四八)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(四九)
- 放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(五〇)
- 保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令(五一)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(五二)
- 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令(五三)
- 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(五四)

- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(五五)
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(五六)

〔省 令〕

- 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(総務二六)
- 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務一二)
- 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令(厚生労働二八)
- 予防接種実施規則の一部を改正する省令(同三九)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令(農林水産一四)
- 経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令(経済産業一二)
- 弁理士法施行規則の一部を改正する省令(同一四)
- 平成七年農林水産省告示第四百七十七号等の一部を改正する等の告示(農林水産四一〇)
- 経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(経済産業四二)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁四)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局五五〇六)

〔告 示〕

- 平成七年農林水産省告示第四百七十七号等の一部を改正する等の告示(農林水産四一〇)
- 経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(経済産業四二)
- 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁四)
- 都市計画に関する件(東北地方整備局五五〇六)

- 道路に関する件(同六一〇六三)
- 都市計画に関する件(関東地方整備局一二五〇一三三)
- 都市計画に関する件(北陸地方整備局四一)
- 道路に関する件(同四二、四三)
- 道路に関する件(中部地方整備局三〇〇三三)
- 宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定に基づく聴聞を行う件(中国地方整備局二八、二九)
- 道路に関する件(九州地方整備局四七、四八)
- 道路に関する件(北海道開発局一七、一八)

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(平成十九年度平成二十年一月份)(財務省)

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 住宅型高性能認定関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人、公示送達関係
- 会社その他
- 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四七号)(総務省)

- 地方財政再建促進特別措置法施行令における地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方財政再建促進特別措置法施行令第二条の三関係)
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第四条関係)
- この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(政令第四八号)(総務省)

- 戸籍法の一部を改正する法律(平成一九年法律第三五号)の施行に伴い、戸籍に関する事務について徴収する地方公共団体の手数料の標準を定めている規定の整理を行うこととした。
- この政令は、平成二〇年五月一日から施行することとした。

◇放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四九号)(総務省)

放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

第八條第十七項	第六項又は第十二項	意見の聴取又は弁明の聴取	第十二項
第八條第十八項	第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項	弁明の聴取	第十二項
第八條第十九項	第六項若しくは第十二項	意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	第十二項
附 則	(施行期日)	第一條 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。	弁明の聴取

第一條 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

第二條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の項中「第一條第一項」を「第一條の第三項」に、「第三條第四項」を「第三條第五項」に改め、同表薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)の項中「第一條、第三條第二項、第四條第一項、第五條第二項、第六條第二項及び第五項並びに第七條」を「第三條、第五條第二項、第六條第一項、第八條第二項、第九條第二項及び第五項並びに第十條」に改める。

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年三月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第五十二号

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第七十八條第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号イ中「(1)から(15)まで」を「(1)から(17)まで」に改め、同号イ(3)、(5)及び(7)中「(11)から(15)まで」を「(13)から(17)まで」に改め、同号イ(15)中「(14)」を「(16)」に改め、同号イ(15)を同号イ(17)とし、同号イ(14)を同号イ(16)とし、同号イ(13)中「(11)、(12)、(14)及び(15)」を「(13)、(14)、(16)及び(17)」に改め、同号イ(13)を同号イ(15)とし、同号イ(12)中「(11)、(14)及び(15)」を「(13)、(16)及び(17)」に改め、同号イ(12)を同号イ

(14)とし、同号イ(11)を同号イ(13)とし、同号イ(10)中「(9)」を「(11)」に改め、同号イ(10)を同号イ(12)とし、同号イ(9)中「(8)及び(11)から(15)まで」を「(10)から(17)まで及び(13)から(17)まで」に改め、同号イ(9)を同号イ(11)とし、同号イ(8)の次に次のように加える。

(9) 既承認医薬品のうち、医療用医薬品、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品(人又は動物の身体に直接使用されることのないもの及び人又は動物の皮膚にはり付けられるものに限り。)及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品以外のもの(当該既承認医薬品についての承認に法第七十九条第一項の規定により条件が付された場合にあつては、当該条件を満たすものに限り。)と有効成分若しくはその配合割合、効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品(有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあつては、当該医薬品に係る承認申請に対する審査の内容が、(11)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。)であつて、希少疾病用医薬品でないもの(1)から(4)まで、(7)、(8)及び(13)から(17)までに掲げるものを除く。)二十万三千五百円

(10) (9)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、効能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品 二十万三千五百円

第七條第一項第二号イ中「(22)まで」を「(27)まで」に改め、同号イ(13)及び(14)中「(限る)」を「(限り)、(15)に掲げるものを除く」に改め、同号イ(22)を同号イ(27)とし、同号イ(21)中「(前号イ(13))」を「(前号イ(15))」に改め、同号イ(21)を同号イ(26)とし、同号イ(20)中「(前号イ(12))」を「(前号イ(14))」に改め、同号イ(20)を同号イ(25)とし、同号イ(19)中「(前号イ(11))」を「(前号イ(13))」に改め、同号イ(19)を同号イ(24)とし、同号イ(18)中「(前号イ(9)及び(10))」を「(前号イ(11)及び(12))」に、「(16)及び(17)」を「(20)から(22)まで」に改め、同号イ(18)を同号イ(23)とし、同号イ(17)中「(前号イ(10))」を「(前号イ(12))」に、「(限る)」を「(限り)、(22)に掲げるものを除く」に改め、同号イ(17)を同号イ(21)とし、その次に次のように加える。

(22) 前号イ(11)及び(12)に掲げる医薬品(効能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限り。) 一万六千七百円

第七條第一項第二号イ(16)中「(前号イ(9))」を「(前号イ(11))」に、「(限る)」を「(限り)、(22)に掲げるものを除く」に改め、同号イ(16)を同号イ(20)とし、同号イ(15)中「(及び(14))」を「(から(15)まで)」に改め、同号イ(15)を同号イ(16)とし、その次に次のように加える。

(17) 前号イ(9)に掲げる医薬品(効能、効果、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り。) 三十一万四千九百円

(18) 前号イ(10)に掲げる医薬品(効能、効果、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものに限り。) 九万百円

(19) 前号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品(17)及び(18)に掲げるものを除く。) 一万六千七百円

第七條第一項第二号イ(14)の次に次のように加える。
(15) 前号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品(効能、効果、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限り。) 一万六千七百円

第十七条第一項第一号イ中「(13)まで」を「(14)まで」に改め、同号イ(13)中「第七条第一項第一号イ(13)」を「第七条第一項第一号イ(14)」に改め、同号イ(13)を同号イ(14)とし、同号イ(12)中「第七条第一項第一号イ(12)」を「第七条第一項第一号イ(13)」に改め、同号イ(12)を同号イ(13)とし、同号イ(11)中「第七条第一項第一号イ(11)」を「第七条第一項第一号イ(12)」に改め、同号イ(11)を同号イ(12)とし、同号イ(10)中「第七条第一項第一号イ(9)又は(10)」を「第七条第一項第一号イ(11)又は(12)」に改め、同号イ(10)を同号イ(11)とし、同号イ(9)の次に次のように加える。

(10) 第七条第一項第一号イ(9)又は(10)に掲げる医薬品 百二十九万六千六百円

第十七条第一項第二号イ中「(10)まで」を「(11)まで」に改め、同号イ(1)中「又は(16)」を「(17)又は(20)」に改め、同号イ(2)中「又は(17)」を「(18)又は(21)」に改め、同号イ(3)中「又は(15)」を「又は(16)」に改め、同号イ(10)中「第七条第一項第二号イ(20)」を「第七条第一項第二号イ(26)」に改め、同号イ(10)を同号イ(11)とし、同号イ(9)中「第七条第一項第二号イ(20)」を「第七条第一項第二号イ(26)」に改め、同号イ(9)を同号イ(10)とし、同号イ(8)中「第七条第一項第二号イ(19)」を「第七条第一項第二号イ(24)」に改め、同号イ(8)を同号イ(9)とし、同号イ(7)中「第七条第一項第二号イ(18)」を「第七条第一項第二号イ(19)又は(23)」に改め、同号イ(7)を同号イ(8)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。

(7) 第七条第一項第二号イ(19)又は(23)に掲げる医薬品 三万五千六百円

第十七条第二項第二号ハ中「又は(15)」を「又は(16)」に改める。

附則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第五十三号

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第八十六条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百五十九円」を「六百六十五円」に改める。

附則第二条の見出し中「平成十八年度」を「平成十九年度の組合に対する」に改め、同条第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、平成十八年三月一日から平成十九年二月二十八日までを「平成十九年三月一日から平成二十年二月二十九日まで」に改め、同条第二項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「平成十九年政令第六十二号」を「平成二十年政令第五十三号」に、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）
第二条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千三百四十五円」を「千三百二十七円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百四十円」を「二千三百六十円」に改める。

第二条中「千四百六十一円」を「千四百六十六円」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

- 一 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（以下「算定政令」という。）第一条 平成十九年度分の事務費負担金
- 二 算定政令附則第二条 平成十九年度に係る国民健康保険組合に対する補助金
- 三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成十九年度分の事務費交付金
- 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十九年度分の事務費交付金

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年三月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第五十四号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十年三月二十六日とする。

防衛大臣 石破 茂
内閣総理大臣 福田 康夫